

第3次山梨県食の安全・安心推進計画 一部改訂版の概要

第1章 計画の基本的考え方

〇趣旨

第2次推進計画の評価や社会情勢の変化等を踏まえ、食の安全・安心推進条例に基づき、今後5年間の食の安全・安心の確保に関する施策の推進計画を策定します。

〇計画の位置づけ

「食の安全・安心推進条例」に基づく推進計画

〇計画期間

令和4年度～令和8年度

第2章 現状と課題

〇第2次推進計画の達成状況（13指標項目）

- 達成見込み（8項目）：やまなしGAP等認証数、有機農業の取組面積、食品適正表示実施率100%の地域店舗割合、食品表示ウォッチャーからの報告件数等
- 進捗が遅れている項目（5項目）：食の安全・安心ポータルサイトアクセス数、HACCPの普及啓発に係る講習会参加者数等

〇食を取り巻く状況の変化

- 低い食料自給率と輸入食品の増加
- 調理食品の利用増加
- インターネット等の普及により、食に関する情報の氾濫
- SDGsへの取り組みの気運の高まり
（持続可能な農業のより一層の推進、食品ロス削減の取組の推進等）
- 食中毒や食品の不適正表示などが依然として発生

〇食に関する制度の変化

- 食品表示法の完全施行や加工食品に係る原料原産地表示基準の拡大
- 食品衛生法の改正によるHACCPに沿った衛生管理体制の制度化
- 遺伝子組み換え食品表示制度の改正（R5.4月）

〇食に関する県民意識調査結果（R3.6 回答 369人）

- 食品の安全性に関心が「大いにある」、「ある程度ある」人の割合 91.3%
 - 事業者が行うべき取組
 - ①食品表示の適正化 69.9%
 - ②自主衛生管理の強化 69.3%
 - ③商品や取組の積極的な情報提供 55.5%
 - 県が強化すべき取組
 - ①食品表示の適正化 62.1%
 - ②輸入食品を含め流通食品への監視指導 52.8%

＜取り組むべき課題＞

- 将来にわたり持続可能な農業生産を実現するため、より一層環境と調和した農業生産活動を推進することが必要
- HACCPに沿った衛生管理体制の法制化に伴い、全ての事業者が円滑にHACCPを導入できるよう支援が必要
- 食品の安全性の確保のため、監視指導の徹底や食品表示法改正を踏まえた表示の適正化を図ることが必要
- 消費者に対する事業者の積極的な情報発信を促し、相互理解を深めていくことがこれまで以上に重要

第3章 計画の基本施策と展開

基本施策1 生産から消費の各段階における食の安全性の確保

- 生産段階における安全性の確保
 - ①安全・安心な農林畜水産物を生産するための監視・指導の充実
 - ②GAPや農場HACCP等の生産工程管理の普及・促進
 - ★③持続可能な農業生産に向けた取り組みの推進
 - ④各種認証制度等の運用
- 製造・加工・販売段階における安全性の確保
 - ①製造・加工・販売における監視・指導の強化
 - ★②HACCPに沿った衛生管理体制の促進
- 消費段階における安全性の確保
 - ①食の安全・安心に係る各種相談
- 健康被害の未然防止
 - ①県民からの危害情報などに基づく立入検査や措置勧告の実施
 - ②農林水産物の出荷制限の実施
 - ③自主回収についての指導・相談対応
- 適切な施策実施のための調査研究の推進
 - ①食品衛生確保のための調査研究
 - ②安全・安心な農林畜水産物生産を目指した調査研究

基本施策2 消費者の信頼に応えるための正確な情報提供の推進

- 適正な食品表示の確保
 - ★①関係法令に基づく食品表示の監視指導の実施
 - ②食品表示ウォッチャーによるモニタリング調査の実施
 - ③原産地に関する情報提供の充実
- 食の安全に関する情報の収集と提供の推進
 - ①生産者や事業者の履歴情報の記録・保存の促進
 - ②トレーサビリティ制度の推進
 - ③食の安全に関する情報提供の推進

基本施策3 生産者、事業者と消費者の相互理解と信頼関係の確立

- 生産者・事業者と消費者とのコミュニケーションの促進
 - ①生産者・事業者と消費者との意見交換の促進
- 消費者理解の推進
 - ①食に関する学習機会の提供
 - ★②正確な情報発信による事業者と消費者の相互理解の促進

基本施策4 食の安全・安心確保のための体制の整備

- 食の安全を担う人材の育成
 - ①食の安全に係る専門的な知識を有する人材の育成
 - ②地域の活動主体となる人材の育成
- 国や関係者と連携した取組の推進
 - ①国、市町村、団体等との連携等
 - ②危機管理体制の整備等
 - ③食の安全・安心に対して県民意見を反映できる体制整備

重点施策

- 持続可能な農業生産に向けた取り組みの推進
将来にわたり持続可能な農業生産を実現するため、有機農業等の推進や、地球温暖化抑制に貢献する4パーミル・イニシアチブの普及・啓発、アニマルウェルフェアの取組などを更に推進します
- HACCPに沿った衛生管理体制の促進
衛生管理体制の制度化に対応するため、食品等事業者に対し、HACCPに関する講習会の開催や施設の監視などを行い、HACCPに沿った衛生管理の徹底を図ります
- 関係法令に基づく食品表示の監視指導の実施
制度改正等を踏まえ、監視活動や食品合同調査、食品表示ウォッチャーからの情報等により、適正な食品表示が行われるよう監視・指導を引き続き行います
- 正確な情報発信による事業者と消費者の相互理解の促進
事業者が行う食の安全に関する取り組みが、消費者へ正確に伝わるよう情報発信を支援し、消費者との相互理解を促進します

目標指標（R8目標値）

施策	番号	指標項目	実績値 (R2)	目標値 (R8)
1 生産から消費の各段階における食の安全性の確保	1	やまなしGAP等延べ認証数	182者	240者 (R4)
	2	有機農業の取組面積	210ha	300ha
	3	食品衛生監視指導計画に基づく県の目標監視件数の達成率	127% (R1)	100%
	4	給食施設巡回指導の計画に基づき県が実施する巡回指導の実施率	104.6% (R1)	100%
2 消費者の信頼に応えるための正確な情報提供の推進	⑤	食品表示合同調査による食品の適正表示実施率100%の広域的店舗の割合	73.5%	95%以上
	6	食品表示合同調査による食品の適正表示実施率100%の地域店舗の割合	86.6%	95%以上
	7	食品表示ウォッチャーからの報告件数	6,256件/年	6,500件/年
3 生産者、事業者と消費者の相互理解と信頼関係の確立	8	リスクコミュニケーションの機会（県主催の研修会等）への参加者数	348人/年 (H28～R2平均)	400人/年
	9	食の安全・安心ポータルサイトアクセス数	3,194件	延べ33,700件
4 食の安全・安心確保のための体制整備	10	農業管理指導士・農業適正使用アドバイザーの有効認定者数	500人 (H30～R2平均)	510人

○は新規数値目標

第4章 計画の推進

- 食の安全・安心審議会を設置し、調査や審議を行います
- 県民からの施策提案制度に取り組みます
- 山梨県食の安全・食育推進本部において施策を推進します
- 部局の横断的な協議・調整を行うための「推進会議」を運営します